

医療法人青志会を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第16号として、医療法人青志会を平成24年10月22日付けで認定しました。



平成24年11月2日の認定通知書交付式において、西井局長から認定通知書の交付を受ける医療法人青志会の森野理事（右）



認定マーク「くるみん」

医療法人青志会の取組の概要

- 1 行動計画の期間**
平成22年10月1日～平成24年9月30日（2年間）
- 2 行動計画の目標**
 - ① 計画期間内に、育児休業の取得状況を、男性職員は1人以上、女性職員は取得率を80%以上とする
 - ② 小学校就学始期までの子を養育する職員が希望する場合利用できる短時間勤務制度を導入する
- 3 取組結果**
 - ① 男性職員1名が育児休業を取得（3日間）
女性職員の育児休業取得率100%
 - ② 平成23年10月に小学校就学始期に達するまでの子を養育する職員が希望すれば利用できる短時間勤務制度を導入した。導入に当たっては、職員の具体的なニーズを調査するためのアンケートを実施。制度の周知に当たってはパンフレットを作成した。
- 4 その他の先進的取組**
事業所内託児所の設置運営